

社会福祉法人 ははのくに 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年4月1日～令和10年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：出生時育児休業（産後パパ育休）の制度の周知を図る。また妊娠中の母性健康管理についても引き続き、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 出生時育児休業（産後パパ育休）についての制度に関するパンフレットを作成する。
- 令和5年5月～ 出生時育児休業（産後パパ育休）及び妊娠中の母性保護や育休制度について、職員にパンフレットを配布し周知する。

目標2：妊娠中や産前産後休業・育児休業復帰後の相談窓口の設置を職員に周知する。

<対策>

- 令和5年4月～ 相談窓口設置や担当者を、職員に周知する。
- 令和5年4月～ 妊娠中や育休復帰後等、仕事と育児等を両立できるように、悩みや心配事について相談にのり助言する。

目標3：産前産後休業の諸制度の周知及び取得、育休復帰までの利用促進環境を整える。

<対策>

- 令和5年4月～ 産前産後休業等育休復帰までの支援プランに添って、当事者との面談を行う。また、休業中の代替要員を確保し安心して休業できる体制を整える。
- 令和5年4月～ 休業中は、職場に関する情報を提供し育休復帰し易く配慮する。

社会福祉法人 ははのくに 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年4月1日～令和10年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：介護休業等の制度・職場復帰支援について、制度や当法人の方針の周知を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 制度に関するパンフレットを配布し、制度の周知を継続する。

目標2：介護休業等の相談窓口の設置を職員に周知する

<対策>

- 令和5年4月～ 相談窓口設置や担当者について、職員に周知する。
- 令和5年4月～ 介護と仕事の両立ができるように、悩みや心配事について相談にのり助言する。

目標3：介護休業等、職場復帰までの利用促進環境を整える

<対策>

- 令和5年4月～ 要介護状態の家族を介護する職員に対し、仕事と介護を両立できるように当事者と面談等を行い支援プランを作成し、支援プランに添って介護制度を使い職場復帰まで支援する。